

平成 21 年度の事務事業評価中間結果及び
市民意見に関する提言書

平成 21 年 11 月

西東京市行財政改革推進委員会

目 次

はじめに.....	2
1 行政評価制度について.....	2
2 平成 21 年度の評価結果について.....	3
3 市民説明会及びパブリックコメントについて.....	3
4 市民意見が寄せられた主な事項に関する検証について.....	4
(1) 評価手法について.....	4
(2) 評価サイクル及び対象事業について.....	4
(3) 評価結果に基づく改善・見直しの進行管理について.....	5
(4) 評価シートの公表について.....	5
(5) 防災関連事業(3-1-1、3-1-2)について.....	5
(6) 社会福祉協議会への補助(5-1-1、5-1-2)について.....	5
(7) 高齢者福祉関連事業(5-2-1、5-2-2)について.....	6
(8) 障害者福祉関連事業(5-3-3、5-3-4、5-3-5、5-3-7、5-3-8)について.....	6
(9) 病後児保育事業(6-1-1)について.....	6
(10) 学童クラブ施設の改修(6-3-2)について.....	7
おわりに.....	7

平成 21 年度の事務事業評価中間結果及び市民意見に関する提言書

はじめに

行財政改革推進委員会は、西東京市における行財政改革の推進を図り、社会経済情勢の変化に対応した適正かつ効率的な市政の実現のため、平成 13 年 8 月に設置された委員会です。

本委員会では、行財政改革を推進する立場から、西東京市が行財政改革の一環として取り組んでいる事務事業評価の中間結果に関して検討を行い、第三者的な客観的視点から、「平成 21 年度の事務事業評価中間結果及び市民意見に関する提言書」を提出いたします。

本提言書は、平成 21 年 10 月 8 日開催の審議の中で、事務局より報告を受けた平成 21 年度事務事業評価の経過報告及び中間評価結果、市民説明会、パブリックコメントの概要をもとに作成したものです。

今後、ここに提出した提言書を行政側で十分に検証した上で、可能な限り行政運営に反映し、より良い市政経営がなされるよう要望いたします。

1 行政評価制度について

西東京市では、平成 18 年度から平成 20 年度までの 3 年間で、評価可能な事務事業については概ね評価を実施し、着手可能な事業から、順次、評価結果に基づく改善・見直しを進めてきました。

昨年の提言書においては、こうした事務事業を対象とした評価活動により、一定のコスト削減とサービスの質の向上、庁内における評価体制の定着、職員の評価スキルの向上や職場環境の変化などの効果がみられたとの意見を述べました。

一方で、評価事務の簡略化や市民にとって分かりやすい評価の仕組み、評価結果を総合計画の策定や予算編成に活用する仕組みづくりなど、より効率的・効果的な評価の実施に向けて課題が残されていることも指摘しました。また、経営資源を適正に配分し、行政活動の成果の向上を目指すためには、事務事業評価とあわせて、施策を単位とするより広い視野からの評価の仕組みが必要であるとの提言を行いました。

こうした昨年の状況を踏まえ、西東京市では平成 21 年度から施策評価が導入され、事務事業評価と 1 年ごとに交互に実施する仕組みへと再構築されています。

施策評価については、平成 21 年度は試行的な取り組みが行われており、これを踏まえて平成 22 年度からは本格的に施策評価に取り組む予定となっていますが、その際には、西東京市に先立って施策評価を導入した自治体の例を参考にすべきです。他の自治体では、施策を代表する成果指標の選択が難しく、総合的な評価が特定の事務事業の評価に影響

されるといった課題が多くみられており、施策全体の方向性を適切に評価したうえで、個別の問題点の解決を図るという仕組みとすることが重要と考えます。

本委員会ではこれまでも、施策評価制度の設計にあたり、評価の対象や評価項目、評価手法などについて議論を行い、意見を述べてきました。今後は、試行結果について事務局より報告を受けたうえで検証を行い、実効性のある制度となるよう、上記の視点から積極的に意見を述べたいと考えます。

平成 21 年度の事務事業評価については、評価シートを修正して検証項目の意義や評価の根拠を明確化したほか、市民意見の聴取手続きを最終評価の前に変更したり、対象事業の絞込みを行ったりするなど、本委員会の提言を踏まえて運用の見直しが図られており、一定の評価ができます。

一方で、評価結果の活用や市民への P R など、さらに工夫をすべき部分もあり、今後とも本委員会における議論を踏まえ、庁内において制度の検証を十分に行ったうえで、より機能性の高い制度となるよう努力すべきです。

2 平成 21 年度の評価結果について

平成 21 年度は 61 の事務事業（事後評価 38、事前評価 23）について評価が行われており、現時点で二次評価まで終了しています。事後評価については、拡充 0、継続実施 19、改善・見直し 11、抜本的見直し 7、休止 1、廃止 0、事前評価については、事業化 21、実施を延期 2、抜本的見直し 0、計画を中止 0 という中間評価結果となっています。

今後、市の最終評価となる行革本部における評価の検討が行われますが、市民説明会やパブリックコメントにおいて寄せられた意見や本委員会からの提言の趣旨を活かしながら、市長をはじめとする経営層による強いリーダーシップにより、適正な評価となるよう期待します。

また、最終的な評価結果については、予算や計画に的確に反映していくことが求められますが、行政サービスの見直しは、当該サービスの受益者をはじめ多くの関係者等に様々な影響を及ぼすものであり、市民の理解と納得を得るためには説得力の高い説明が求められます。

そこで、市民説明会や市報・ホームページへの掲載等を通じて、行政評価はこれまでの行政運営のあり方を変えていく行財政改革の一環であることを強調するとともに、行革本部評価の中で、事業の必要性、有効性、効率性などの判断の根拠を明確に示して、市が目指す事業見直しの方向性を市民に分かりやすく示すべきです。

3 市民説明会及びパブリックコメントについて

平成 21 年度においては、事務事業評価中間結果に対する市民説明会を 2 回開催した後、約 1 か月間パブリックコメントを実施し、11 人の市民の方から計 31 件の意見が寄せられたとの報告を事務局より受けました。あわせて、市民意見に対する市の回答の検討状況について、資料の提示及び報告がありました。

本年度の市民説明会及びパブリックコメントについては、4 人の方から計 6 件の意見

が寄せられた前年度と比べると参加者数・意見数が増加しており、市内掲示板を使用したPRや対象事業の事前告知などの工夫の成果と考えられます。

しかし、市の規模から考えると参加人数は十分とはいえず、必ずしも、多数の方の幅広い意見を行政運営に反映するという市民参加の趣旨が活かされているとはいえません。今後は、パブリックコメントのPRの強化や市民説明会の実施方法・開催場所・日時・タイミングの見直しなど、行政評価制度を身近なものとしてアピールする取組みについて、さらに検討する必要があります。

こうした市民参加の実態を考慮すると、説明会やパブリックコメントで寄せられた意見については、可能な限り今後の市政経営へ反映すべき市民の生の声として尊重しつつ、市政経営の将来的な展望や厳しい行財政環境を踏まえ、地域経営戦略プランの目標達成に向けて、大局的な観点の中で捉えるべきだと考えます。

以上を踏まえ、この提言書においては、平成21年度事務事業評価中間結果に関し、市民説明会及びパブリックコメントにより市民から意見が寄せられた、特に関心が高いとみられる事項について、下記4のとおり、本委員会の意見を述べることにします。

4 市民意見が寄せられた主な事項に関する検証について

(1) 評価手法について

西東京市の評価システムは、一次評価において実務担当者が現場の意見や問題点を吸い上げ、これを二次評価で直接事業に関係しない課長級職員が客観的な視点から検証し、これらを踏まえて、市長を本部長とする行財政改革推進本部が経営的視点から最終的な判断を行うものであり、ボトムアップで段階的に評価を行う仕組みとなっています。

市の目指すべき方向性は最終評価である行革本部評価で示されますが、最終評価に至る二次評価までの過程における現場レベルでの事業分析の努力を、より効果的に事業の改善・見直しに活かしていくことが重要であると考えます。そのためには、必要に応じて評価者が事業の実施現場を直接確認するなど、具体的な課題の把握がしやすい仕組みづくりについて検討すべきです。

(2) 評価サイクル及び対象事業について

平成21年度以降の事務事業評価では、平成21年度からの5年間で、総合計画事業を中心とする約250事業を順次評価し、一度評価した事業についても、一定期間経過後に再評価する仕組みとなっています。

事業の見直しを継続的に行う観点からは、事業の改善・見直しの進捗状況や事業を取り巻く社会環境の変化を踏まえて、適切な評価サイクルを設定することが望まれます。

対象事業については、総合計画事業を中心に見直しの効果が生じる可能性の高い事業に絞込みを行うこととされており、少ない労力で高い成果を上げようとしている点は評価できますが、改善・見直しを図るべき事業が確実に評価対象となるよう、十分留意することが必要です。

(3) 評価結果に基づく改善・見直しの進行管理について

平成 18 年度から平成 20 年度において実施された事務事業評価については、合併に伴う財政支援措置が基本的に終了する平成 22 年度が評価結果に基づく改善・見直しの目標年度とされていましたが、平成 21 年度以降の事務事業評価では、見直しの進め方を事業ごとに判断することになっています。

評価結果を市政経営に反映するには、事業の見直し作業を的確に進行管理することが必要であり、統一的な目標年度を定めないのであれば、可能な範囲で、行革本部評価において事業ごとの改善への取組み方法を明確に示すことが必要です。

(4) 評価シートの公表について

平成 21 年度の事務事業評価においては、二次評価終了後、パブリックコメント開始日に市民説明会が開催され、その時点から評価シートが公表されました。しかし、市民説明会で市民が意見を述べるには、事前に評価シートの内容を確認できる時間が必要であり、現在の仕組みでは市民参加の趣旨が十分に活かされているとはいえません。

市民説明会の効果的な実施や参加者の増加を図る観点からは、評価シートの公表時期を市民説明会より早めることも一つの方法であると考えます。

(5) 防災関連事業(3-1-1、3-1-2)について

市民を災害から守るためには、市民の防災に対する意識を高めるとともに、災害発生時に迅速かつ正確に情報を提供できる仕組みを構築することが重要であり、今回、事前評価として取り上げられた「防災意識の啓発」及び「災害情報提供システムの構築」は実施する意義のある事業といえます。

しかし、市民の防災意識の高揚を図るためには、防災センターをリニューアルして来所者の増加を目指すだけでなく、防災講話の充実や防災センター展示機器を活用した体験型事業の実施なども含めた総合的な取組みが必要と考えます。

また、災害情報提供システムの構築は二次評価で「実施を延期」との評価となっていますが、市民の安全を確保する観点からは、市の防災行政無線を通じて緊急情報を瞬時に市民に伝達できる本システムの構築は必要性が高く、評価の判断理由の中で示されているとおり、条件が整えば早期実施に向けて検討すべきです。

(6) 社会福祉協議会への補助(5-1-1、5-1-2)について

住民参加の地域福祉活動の充実を図るため、市では社会福祉協議会が行う社会福祉を目的とする事業に対して補助を行っていますが、このうち、「地域福祉活動拠点の整備」と「ボランティア・市民活動センター事業への支援」が今回の評価で取り上げられています。

前者は、地域で支えあい、ふれあえるまちづくりを推進する拠点施設の賃借料を市が補助するものですが、拠点整備の実績があがっていないことから、二次評価にあるとお

り、その手法について再検討することも必要であると考えます。

後者は、福祉・ボランティアに関して、相談・情報提供を行ったり、各種講演会・研修会を通じて人材育成支援や理解促進を図ったりする事業ですが、災害時のボランティア活動の充実は今後の事業実施に当たって重視すべきです。また、本年3月に運営が開始された市民協働推進センターとの連携のあり方について整理することも必要であると考えます。

(7) 高齢者福祉関連事業(5-2-1、5-2-2)について

今回評価を実施した高齢者福祉関連事業のうち、市民から意見が寄せられた「高齢者配食サービス事業」及び「高齢者緊急通報システム事業」については、高齢者の生活の安全の確保を目的とするものであり、事業実施の必要性は高いものと考えます。

両事業とも、一定の利用者負担金を徴収していますが、高齢者の生活を支えるセーフティネットとなる事業であることから、高齢者の生活実態や他市の類似事業の実施状況を把握したうえで、適正な負担となるよう努めるべきです。

(8) 障害者福祉関連事業(5-3-3、5-3-4、5-3-5、5-3-7、5-3-8)について

障害者福祉関連事業については、市民から意見が寄せられた5事業に限らず、今回評価対象となった8事業全てが障害者の日常生活を支える重要な事業であり、着実に実施すべきと考えます。

その中で、市内NPO法人への委託により実施されている「地域生活支援事業(障害者スポーツ支援事業)」については、競争性の導入による幅広い事業者の参入を求める方向性が示されていますが、その際、コストのみを選定基準とせず、事業の総合的な実施能力を勘案したうえで事業実施主体を決定するよう要望します。

また、「心身障害者(児)通所訓練等事業」及び「精神障害者共同作業所通所訓練事業」については、在宅障害者の訓練の場を確保し、自立や社会復帰の促進を図るものですが、現在は障害者自立支援法の施行に伴う制度変更の経過措置として実施されています。このため、政府が障害者自立支援法廃止の方向性を打ち出していることも踏まえながら、経過措置の終了により障害者に不利益が生じないように、適切な時期に新たな制度を整備すべきです。

(9) 病後児保育事業(6-1-1)について

病後児保育事業は、保護者の子育てと就労の両立を支援するため、病気の回復期にある子どもを病院に併設された施設で一時的に預かる事業であり、共働き世帯の増加に伴いニーズが高まっていると考えられることから、積極的な事業展開が望まれます。

一方で、子育て支援は社会全体で取り組むべき課題であり、行政が果たすべき役割や費用対効果を十分に考慮したうえで、適切に実施していくべきです。

(10) 学童クラブ施設の改修(6-3-2)について

今回評価対象となっている事業は、利便性の向上と安全確保の充実を図るため、河川の改修工事に合わせて、東伏見学童クラブ及び東伏見第二学童クラブの移設を行うものです。

評価シートを見る限りは、事業のタイミング及び事業内容は適切なものと考えられますが、パブリックコメントにおいて、多くの不安の声が寄せられおり、その原因は関係者への事業計画の説明が不十分であることにあると考えられます。このため、本事業の目的や内容、今後の進め方について、十分な情報提供を行うべきです。

また、本事業の評価とは直接関係ありませんが、両学童クラブの移設に伴う保谷柳沢児童館東伏見分室の閉鎖に対しても、今後の児童館運営のあり方を問う意見が寄せられており、子どもの居場所づくりに関する施策について全体的な方針を示すことも必要と考えます。

おわりに

この提言書は、西東京市の行政評価に対する取組みとそれに対する市民意見に関して、第三者的・客観的に述べたものです。

今後は、この提言を事業の改善・見直し計画に十分に反映していただくよう、要望いたします。

また、平成22年度以降の施策評価と事務事業評価を両輪とする行政評価制度の運用に当たっては、本委員会における議論や意見を踏まえて庁内で十分検証したうえで、より効果的な実施方法を検討するよう、提言いたします。